

## 食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案に対する修正案概要

### 一 基本理念についての修正

#### 1. 食料自給率の向上の明記

国民に対する食料の安定的な供給について、国内の農業生産の増大を図り、食料自給率を向上させることを基本とすることを明記すること。（第2条第2項関係）

#### 2. 人口動態に係る表記の削除

食料安全保障の確保及び農業の持続的な発展に係る政策は、人口動態にかかわらず重要であることを基本理念において明確にすること。（第2条第4項・第5条関係）

#### 3. 食料システムの環境の保全等に寄与する側面の明記

食料システムについては、食料の生産段階において農業生産活動に自然環境の保全等に大きく寄与する側面があることを明記すること。（第3条関係）

#### 4. 農業所得の確保による農業経営の安定の明記

農業について、持続的な農業生産活動が可能な農業所得の確保による農業経営の安定が図られるべきことを明記すること。（第5条関係）

#### 5. 人権への配慮の明記

農業において、人権への配慮がなされるべきことを明記すること。（第5条関係）

#### 6. 農村振興の意義の明記

農村について、食料の安定的な供給を行う基盤であること、多面的機能が発揮される場であること等の意義を明記すること。（第6条関係）

### 二 基本的施策についての修正

#### 1. 基本計画の目標の達成状況についての審議会の意見聴取等の追加

食料・農業・農村基本計画の目標の達成状況に係る調査結果については、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くこととし、その意見を付して、国会に報告するとともに、インターネット等により公表しなければならないこと。（第17条関係）

#### 2. 「畑地化」の例示の削除

農業生産の基盤の整備及び保全に必要な施策の例示から、水田の「畑地化」を削除すること。（第29条関係）